## 告 示

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。埼玉県告示第十二号

令和元年五月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県自動	免税証を交付した事務所 東京ボート株式会社大場川サー	八潮市大字	免税証に記	2 0 ! !! ルッ	の 種 税 類 証
埼玉県自動車税事務所		免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称	0 0 0 0 0 3 3 3 3 5 E E E E E E E 0 0 0 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1	免税証の記号及び番号	
平成三	亡失年月日	ービスセン	仕地及びこ	六	枚数
平成三十一年三月二十日	月日	ター	氏名又は	舟台 舟白	用途
月二十二			名称	平成三十一年三月三年成三十年十月一日	
				十 十 一 年 年 十	有効
				三	期
				平成三十一年三月三十一日平成三十年十月一日	間